

声 明 文

2024年11月27日
女川原発再稼働差止訴訟原告団
同 弁護団

本判決は、避難計画について、全く踏み込まなかった一審判決とは異なり、避難計画の内容に踏み込んだ点は評価できる。しかし、以下の点で不当である。

- 1 深層防護は、他の防護措置とは独立して効果をあげるべきものであるにもかかわらず、本判決では、複数の防護レベルで全体としての効果が期待されればよい旨の判断をした。かかる判断は、「どれだけ対策を尽くしたとしても事故は起きるものとして考えるというのが、防災に対する備えとしての基本である」との規制委員会の判断を否定するものである。
- 2 続いて、本判決は、第5レベルの防護措置に求められる防護の効果をあげられないというためには、一斉避難をしなければならないような放射性物質の異常な放出の具体的な機序や態様を特定することを求めている。しかし、これでは、予測不可能な事故が起りうることを無視している。不可能な立証を求めたもので不当である。
- 3 6頁目以下は、我々が重点を置いて主張した避難場所の開設困難、バス輸送の確保ができないことについて判断したものである。

避難場所の開設困難については要するに臨機応変に決定すればよいとの判断であった。しかし、そもそも我々は、どのような事故であっても開設が困難であると主張・立証してきたのであり、本判決の判断は、証拠を無視した判断であると言わざるを得ない。

バス輸送の確保ができないことはそれを認めるに足りる的確な証拠はないと判断した。しかし、この点は我々は十分に主張、立証してきた。逆に、本判決は、バス協会と協定を締結した、市職員が添乗する旨述べているが、協定の実行不能であること、添乗員の確保が非常に困難であることなどは十分に立証しており、証拠を無視した判断である。

以上